



みくには
ハートに愛

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。

2024年9月1日発行
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



令和6年度地域別最低賃金が改定されます。
群馬県は985円に

◆「最低賃金」制度の概要

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が定めるもので、使用者は、労働者にその金額以上の賃金を支払わなければなりません。都道府県別に最低賃金が定められ、この地域別最低賃金以上の賃金を支払わない場合、罰則が科せられます。なお、最低賃金制度には例外があり、「最低賃金の減額の特例許可制度」において、身体や精神の障害によって一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの特定の労働者について、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることにより個別に最低賃金の減額の特例が認められます。また、例えばシルバークーラーなどの契約は、請負・委任契約に当たるため、最低賃金法ほか労働関係の法律は適用されません。

◆令和6年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・47都道府県で、50円～84円の引上げ
- ・改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）
- ・全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は、81.8%（昨年度は80.2%）。なお、この比率は10年連続の改善

◆令和6年度地域別最低賃金額・発行年月日(抜粋)

都道府県	最低賃金 時間額	引上げ額	発行 年月日
山形	(令和6年9月9日現在未決定)		
茨城	1005円	52円	R6.10.1
栃木	1004円	50円	R6.10.1
群馬	985円	50円	R6.10.4
埼玉	1078円	50円	R6.10.1
千葉	1076円	50円	R6.10.1
東京	1163円	50円	R6.10.1
神奈川	1162円	50円	R6.10.1

全国一覧は下記リンクのとおりです。

《厚生労働省》地域別最低賃金の全国一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

◆昨今の賃金状況

最低賃金は引き上げられますが、すでに社会的な人手不足等により、各業界におけるパートタイム労働者等の時給は上昇しているのが現状です。例えば、厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年6月分結果速報」によると、パートタイム労働者の時給は平均1,338円で、前年同月比4.9%増となっています。

◆自社賃金の確認を

各企業においては、今一度自社の賃金の確認を行いましょう。なお、給与制度や給与規程等を変更する際には手続き・届出が必要になります。ご検討の際には、弊所にご相談ください。